

高等教育懇談会による「昭和50年代前期計画」の審議過程

——抑制政策のロジック・アクター・構造——

比較教育社会学コース 橋本 鉦 市

The Policy Process of “Plan for the first half of Showa 50’s” at the Advisory Committee on Higher Education (*Koto-Kyoiku-Kondankai*).

— Logic, Actor and Structure of the Restraining Policy —

Koichi HASHIMOTO

“Plan for the first half of Showa 50’s,” is the report by the Advisory Committee on Higher Education in 1975. It shows that the restraining policy was adopted, completely switched from the previous expansion policy of higher education during that period. In this paper, I tried to analyze the contents and process of the discussion of the 1975 report. Then I examined how the expansion policy of the higher education in Japan had been changing to the restraining policy, and also the influential actors in the policy-making process of the higher education in the post-war Japan.

目 次

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 「昭和50年度報告」に至る政策背景 3. 「50年度報告」(50年代前期計画)の審議過程 <ol style="list-style-type: none"> (1) 構成と日程 (2) 審議内容と計画形成 <ol style="list-style-type: none"> (a) 専門委員会開催以前 <ol style="list-style-type: none"> ①50年6月「高等教育計画について(メモ)」(以下、天城第1メモ) ②50年6月「高等教育計画に関する検討会における検討」 (b) 専門委員会開催以後 <ol style="list-style-type: none"> ①50年8月11日「高等教育計画の策定について」(以下、8/11案) ②50年8月15日「高等教育計画部会専門委員会の検討結果の中間報告について」(以下、8/15案) ③50年8月20日「高等教育計画に関する第二の構想(メモ)」(以下、天城第2メモ) ④50年9月12日 第3回専門委員会 ⑤50年9月23日 高等教育計画部会専門委員会報告骨子(案)(以下、9/23案) ⑥50年10月3日 高等教育計画部会専門委員会報告(案)(以下、10/3案) ⑦50年12月16日「中間報告」 ⑧51年3月15日「最終報告」 4. 考察 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 全体規模と論理 (2) 数値目標と地域配分 (3) 抑制転換の要因とアクター <ol style="list-style-type: none"> 5. おわりに <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに <p>戦後わが国の高等教育政策は、昭和40年代末頃まで自由放任と拡大基調が続き、後に「50年代前期計画」と呼ばれる高等教育懇談会の50年度報告によって大きく抑制方針へと転換され、その後10年余り続く抑制時代に入ったとされている。また進学率も51年度をピークに60年代にはいるまで微減傾向が続いた。</p> <p>こうした昭和50年代における政策ならびに進学率の抑制志向については、これまでも先行研究が蓄積されてきている。オイルショックによる財政的危機、私学振興助成法に則った質向上への転換、18歳人口のプラトー化、進学よりも就職や専門学校進学への選好など、供給側と需要側双方に関して様々な要因が挙げられ、実証研究が進められてきた¹⁾。ただし政策面について言えば、後述するように、高等教育懇談会50年度報告の審議当初においては、むしろ47、48年度の拡大基調を踏襲しており、その後の審議過程においてもその抑制規模については明確な方向性があったとは言い難い。また大学規模の目標値の算定方法やそれを支える理念についても、数あわせ的な意味合いも否定できない。</p> |
|--|--|

審議過程の中で、それまでの拡張政策はどのような要因によって修正され、またいかなる論理で抑制への転換が図られたのか。そして国公立ならびに地域ブロックごとの規模の目標値はどのように算出されたのか。さらに審議過程を牽引し政策形成・決定に重要な役割を果たしたアクターは誰か。

本稿は、これまで十分解明されてこなかった高等教育懇談会による50年度報告策定に関わる審議内容とプロセスを詳細に分析することにより²⁾、わが国の高等教育政策の拡大から抑制への政策内容を考察するとともに、これまでブラックボックスのままほとんど解明されてこなかった政府諮問機関（審議会）³⁾による政策形成・決定のプロセスとその構造の一端を浮き彫りにすることを目的としている。

2. 「昭和50年度報告」に至る政策背景

高等教育懇談会は、中教審46答申を受けて設置されたものである。文部省は、「高等教育改革推進会議」を設けることとして、その会議を「高等教育懇談会」と銘打ち、47年6月に第1回会合を開催している。ただし、懇談会は「法制に基づかない審議会」のたぐいに属するものであり、行政管理庁の方針で、その後大学設置審議会の中の専門委員会へと引き継がれることとなる（黒羽2001, 108頁）⁴⁾。懇談会は、48年、49年、50年、51年の各3月に、それぞれ47、48、49、50年度の報告を4回にわたって行っているが、すでに黒羽（2001, 2002）、小林（2009）をはじめとするこれまでの先行研究でも指摘されてきたように、47、48年度報告は「拡張」を基調とし、49、50年度報告が一転して「抑制」に転じ、その後の高等教育政策の画期となったとされている。ただし後述するように、一貫して高等教育全体の規模、国公立の役割分担、財政負担などが基本的な政策課題として議論の俎上に載せられている。

47年度報告「高等教育の拡充整備について」（48年3月1日）では、46答申に沿った拡張基調の下で、昭和61年の大学・短大進学率を全国平均で40%という目標数値を設定した。続く48年度報告「高等教育の拡充整備計画について」（49年3月29日）では、この40%進学率を踏襲しつつ、地域の教育機会の均等化を拡充するための、国立大学の拡張とそれによる地域間、専門分野別の格差・不均衡の解消についても言及されている。

これら両年度の報告は、先述のように拡張主義に

立っており、48年度報告では、48年度の進学者数554,000名を61年度に743,000人にするという19万人の増加計画が立てられており（国公立約9万人、私立約10万人）（高等教育懇談会1974, 5頁）、国公立に関しては、10年間で毎年1万人に近い増員を提起していた。過去に多くても3,000人以下だったことを考え合わせると、これは「異常な方針」とまで言われている（黒羽2001, 108-9頁）。

しかし49年度報告「昭和49年度における審議のまとめ」（50年3月）は、これまでの拡張方針には言及せず、国立大学の増員計画なども全く触れられることはなかった。「昭和五〇年代に到達するであろう進学率四〇%より低い進学率を当初の目標とすることは適当でない」という48年度報告の趣旨は踏襲するにしても、「高等教育の規模」をこれまでの大学・短大・高専に限るのではなく、放送大学、通信教育、高等教育レベルの各種学校などといった他の中等後教育機関をも包含して、目標年度を61年度として進学率40%を到達させようとする方策が示されている。この理由としては、第1次石油危機の後遺症として財政状態が悪化して、国公立の大幅拡充が困難になったこと、自民党文教部会・文教制度調査会が「高等教育の刷新と入試制度の改善及び私学の振興について」を発表し、大学・短大の新增設抑制方針（特に私学は当分の間新設を認めない方針）を正式に打ち出したこと（黒羽2001, 110頁）、49年6月にこれまで拡張主義を取ってきた木田宏大学学術局長が学術国際局長に転出して、後任に個別大学からの申請に応じた積み上げ型を旨とする井内慶次郎が就任した、などの理由があげられている（黒羽2002, 189頁）。

なお、この49年度報告（50年3月）は、自民党文教部会・文教制度調査会による「高等教育改革案」（49年5月）の影響がかなり大きいとされる（黒羽2001, 小林2009）。この自民党の改革案の中で、これまでの懇談会報告では言及されず49年度報告で初めて登場した項目としては、「昭和五〇年度から五九年度までの一〇年計画によって施策を推進することとし、前期と後期に分けて計画案を作成する」という前期・後期案を提起している点、「国公立の医大、教員養成大学院大学、技術科学大学院、体育大学、医療技術系・社会福祉系専門家養成のための高等教育機関、その他政策的に要請されるもの」以外は新增設・定員増を認可しないとした点、「特定地域（政令都市等）における大学の新增設等は、前項に掲げた『特別の部門』も含めて、全面的に禁止する」とした点、などである。ただし49

年度報告では、たとえば自民党案の前期・後期の区分案には触れつつも提案のレベルに終わっているように（高等教育懇談会1975、5頁）、これらはいずれもが同報告においては、曖昧な文言で終始するかもしくはその一部を踏襲するにとどまっている⁵⁾。

さらに、この49年度報告によって抑制方針に転換したとされるが、しかし同報告では「昭和48年度懇談会の報告が提案したこの高等教育計画（高等教育機関の全国的配置計画）は、昭和50年度中に策定することを目途として、今後の作業を取り進めるものとする」（2高等教育計画策定の目途等（1））として、具体的な数値について明示されることはなかった。上記の自民党案への曖昧な対応などからも、49年度報告は全体的に拡張から抑制への方向転換を行うにしても、その着地点を図りかねている感が強い。

この意味で、次年度の50年度報告「高等教育の計画の整備について—昭和50年度高等教育懇談会—」（51年3月15日）は、これまでの3次にわたる計画を受けつつ、細かな数値目標を提示しており、「50年代前期計画」と呼ぶに相応しい内容となっている。また拡張か抑制かという点からすれば、前年度の49年度報告の抑制方針を踏襲したものはあるが、同時に拡張基調にあった47、48年度報告における高等教育の国公私立間、地域間、専門分野間などの不均衡の是正といった理念も同時に引き継いでいる。

以上のように、拡大方針から抑制基調へと転換があるものの、この4度にわたる報告書に通底しているのは、高等教育の全体規模、地域間・専門分野別の格差是正、国公私立の比率、大学院拡充、短大制度の再検討、私学助成、高等教育の柔軟化・流動化、財政負担など、大学進学率の上昇の動向にあわせて高等教育の大衆化にいかに対応するかといった方策である。

3. 「50年度報告」（50年代前期計画）の審議過程

上記のように、49年度報告で抑制基調が示されたものの、具体的な数値目標や全体規模などについては全く言及されることはなく、50年度報告によってはじめて抑制方針へと明確な転換が行われたのであった。しかし、以下で詳細に考察するように、審議当初から確固とした理念に基づいて目標数値が想定されていたわけではなく、またその数値の算出方法についても試行錯誤が続けられていくこととなる。

以下では、この50年度報告作成に至る審議過程を詳細に跡づけていくが、その際の考察のポイントの一つ

は、まず高等教育の「規模設定の論理」に関わるものである。すなわち、拡充・抑制方針を支える理念はどのようなものであったかの、どれ程の期間（前期・後期に分けるなど）でどの程度の全体規模にするか、さらにその中にどの範囲までの機関を包含させるか、といった諸点である。

次に、その拡充・抑制に関わる方策と手法があげられよう。これはさらに大きく2つのカテゴリーに分けられる。まず「目標値設定」についてである。たとえば、大学・短大などでの収容率の是正措置、私立新增設の不認可、例外措置としての特別人材の養成の範囲と目標値、既存私立の抑制などがこれにあたる。次に「地域配置と配分」である。これは大都市抑制の程度と範囲、地域ブロックの区割りとそれぞれの想定数に関してである。

そこで以下では、この3点を中心に審議内容と計画策定の過程を詳細に跡づけていこう。なお、専門委員会が開催された回次や日時を時系列的に追っていくのではなく、各回で配布された資料のそれぞれに記されている日付順に審議内容を追っていくこととする。まず、審議会の構成と日程から見ておきたい。

（1）構成と日程

50年度の懇談会は4月21日付の事務次官裁定によって設置されているが、その趣旨は「今後における高等教育拡充整備計画の策定、その他我が国高等教育の改革を推進するための具体的方策について研究協議する」。また協議事項として、「（1）高等教育計画（高等教育機関の全国的配置計画）の策定、（2）高等教育の経費負担のあり方、（3）その他高等教育改革の基本的な事項」があげられ、その実施方法としては、「別紙の高等教育機関関係者及び学識経験者により「高等教育懇談会」を組織し、2の事項について研究協議を行う。『高等教育懇談会』には、必要に応じ部会を設け、上記以外の者の協力を得て、専門的事項について研究協議を行う。」とされている⁶⁾。

懇談会は、茅誠司（日本学術振興会会長）を座長とする29名から成り、国公私立の大学長や大学関係団体の長のほか、金融、マスコミ、行政など各界の重鎮が選出されるなど、錚々たる顔ぶれであった。この下に12名から構成される高等教育計画部会が置かれ（座長）、さらに実質的・具体的な審議はその中の専門委員会で進められた⁷⁾。

専門委員は、天野郁夫（名古屋大学助教授、ただし第1回で配布された委員名簿には掲載されていない）、

市川昭午（国立教育研究所室長）、伊藤善一（東京女子大学教授）、喜多村和之（広島大学助教授）、黒羽亮一（日本経済新聞社論説委員）、新堀通也（広島大学教授）、成田克也（国立教育研究所室長）、橋本晃和（システムロード総合研究所長）、原芳男（東京工業大学助教授）、というメンバーであった⁸⁾。この専門委員会には、計画部会の天城座長、文部省大学学術局長以下、高等教育計画課のスタッフが同席していたものと見られる。

高等教育懇談会の下的高等教育計画部会の、更にその下部の専門委員会において前期計画が審議・立案されていくわけだが、実際に専門委員会での議論が始まるのは8月2日のことである。第1回では、委員名簿、検討日程、49年度の懇談会での審議のまとめ及び附属資料、高等教育の規模拡大に関する資料、昭和49年度の学生生活調査結果などが配付されているが、これらの資料によれば同年6月時点から事務局によって検討事項のとりまとめなどが進められており、年度内の審議ならびに報告の日程（案）も詳細に取り決められている（表1、参照）。以下では、時系列的に審議過程をトレースしていくが、まずは6月時点での天城座長ならびに事務局（文部省）の認識を整理していこう。

（2）審議内容と計画形成

（a）専門委員会開催以前

①50年6月「高等教育計画について（メモ）⁹⁾」（以下、天城第1メモ）

専門委員会でも本格的な議論が開始される以前の50年6月の段階で、計画部会座長の天城勲は、これまでの3度にわたる懇談会報告を踏まえて、今後の計画指針をメモの形で取りまとめている。このメモでは、60年

代初頭までに「増員数は190千人（うち短大53千人）とする。国・公立90千人、私立100千人と振分ける。」Ⅱ（2）、（3）としているが、この数値目標は48年度報告と同じである。またその算出の根拠と理念としては、「60年初頭40%の進学率に見合う収容力を用意する」（Ⅱ（1））、「地域間の進学率、専門別及び国・公立と私立の教育条件の格差を是正する」（Ⅱ（4））、「大都市への今後の集中を抑制する。」（Ⅱ（5））といった、これまで3度にわたる報告と同様のものであった。

また、「計画数の処理で最大の前提条件は、Ⅱ（5）の大都市集中の抑制である。」（Ⅲ）と明言しているが、この点についても、これまでと同様の方向性である。ただし抑制地域については、「抑制地域の限定…①例えば、東京23区内は抑制する。都下ないし近県は認め、これら巨大私学のこれらの地区での拡大に期待する。」という案と、「②非大都市地域での私学の拡大に財政助成措置をとる。」の2案の両論を併記しているが、具体的な数値などを提示しているわけではない。

ただし、計画策定の前提として、「計画作業の過程でいくつかの問題点にぶつかるが、その要因が政府側の行政、財政の要因もあれば、大学側の動向、意向、能力にかかわる要因もある。従って、要因の対応策により、計画の前提条件が無理と考えられたり、再検討されたり、また計画が複数となりうる。」（Ⅰ（2）ならびに（3））として、年度内中の変更が大いにあり得ることをあらかじめ示しており、これまでの審議を踏まえつつ従来通りの拡張的な数値目標を踏襲したものの、今後の審議の転換があり得ると示したことは、後述するように国会での私学助成振興法案の審議と並行していたことを考え合わせると、十分理解ができる。

表1 昭和50年度高等教育懇談会検討日程（案）（第1回専門委員会配布資料から）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高等教育懇談会総会	12日 第1回		第2回	第3回			第4回	第5回	第6回
	研究協議の進め方		部会の検討状況報告	部会報告の検討	関係者の意見聴取				最終報告
高等教育計画部会									
①高等教育計画策定について	25日 第1回	第2回	第3回	第4回				第5回	
	審議の進め方								
専門委員会		第1, 2回	第3回		第4回			第5回	
②経費負担のあり方について				検討開始	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回

②50年6月「高等教育計画に関する検討会における検討」

この天城第1メモと同じ50年6月時点で、事務局サイド（大学局高等教育計画課¹⁰）から「高等教育計画に関する検討会における検討」がとりまとめられており、この時点での事務局のスタンスが示されている。

この文書には、全体規模、前提事項などが記されているが、その最後に「高成長から低成長へ変わりつつある現在、きわめて将来を予測しがたい。（ただし：筆者注）ここで48年度懇談会報告の想定を全く考え直すことに疑問あり。」（3. 留意事項）との注意書きが添えられており、今後の予測がきわめて難しいとの認識が示されている。そうした態度は、全体規模などの算出においても、顕著に表れている。

まず全体規模として、これまでの懇談会報告と同様に、61年までに40%の進学率を達成することを踏襲しつつも、「A案…昭和48年懇談会報告に基づくもの（昭和61年までに、大学・短大・高専で、40%以上の進学率にたえうる規模の用途）」と「B案…昭和49年懇談会報告に基づくもの（昭和61年までに、大学・短大・高専の他、通信教育、放送大学、高等教育レベルの各種学校を含めて、で、40%以上の進学率にたえうる規模の用途）」（1.）の2つのオプションを両論併記するかたちで提示して、高等教育の範囲拡大についてはいずれの方向とすべきであるかは明示することは避けている。

また、「前提事項」として大都市部の抑制があげられているが、これはこれまで通りの路線であるものの、その方法についても2案提示されている。ひとつは「工場等制限法による規制区域（首都圏、近畿圏）」については「全面・完全抑制」に抑制し、その他の地域（「政令指定都市及びその周辺・隣接都市」）は「原則抑制」するが、「機能的不完全な学部の実質、経営上の適正規模、医療短大など」の設置については例外措置を設けるという方法であった。もうひとつのオプションとしては、少なくとも50年代前期については、「当分の間、全面的な新規設等抑制」するものの、56年以降は大都市あるいはその他の地域も緩和をしていく、というものであった。いずれの案も、8月以降に現れてくる大都市に関しては全面抑制するという方向性とは異なるニュアンスであった。

さらに、私学助成についても取り上げているが、これについても「2～3年の推移を見ないと予測がつかぬ」としている。

このように、専門委員会での議論が開始される以前の50年6月段階では、天城座長・事務局サイドとも、60年代初頭での進学率40%確保、大都市抑制などの大筋はこれまで通り踏襲する原則ではあったものの、その方策についてはいくつかのオプションを併記し、目標数値は明記を避けるなど、具体的な試案・試算については暗中模索であったと見てよいだろう。

この6月から7月にかけて国会（75回国会）では私学振興助成の方策が議論されており、7月11日に私立学校振興助成法が成立し、私立学校法の一部改正も行われて、その附則第13項として「文部大臣は、昭和56年3月31日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要がある場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする」となった。したがって、この天城メモならびに事務局案が作成された6月は上記法案の審議のさなかであり、それを横目に見ながら様々なオプションが練られていたと言えよう。高等教育の規模の具体的な目標値が提起されるのは、8月に入ってからのものであり、上記法案を受ける形での作業が進められたことが示唆されている。

(b) 専門委員会開催以後

①50年8月11日「高等教育計画の策定について」（以下、8/11案）

・規模設定の論理

さて、専門委員会による具体的な計画案が初めて提示されたのは、8月11日の第2回委員会である¹¹。このときに同時に配布された資料「48年度懇談会報告における諸前提と現状」では、48年度報告での計画の現時点での進捗状況が整理されており、それを踏まえて「50年度の作業に際し留意を要する事項」として、

1. 従来の実員ベースを再検討し、私立の定員に対する実員収容率の是正を見込むこと
2. 私学法改正による認可の運用を前提とし、特に大都市等全面抑制を行うべき地域の範囲、他の地域における抑制の方針について明らかにすること。
3. その際、地域区分を実態に即しより細分することを検討すること。
4. 前期と後期の拡充規模の配分について、合理的な工夫をすること（その場合、49、50年度の拡充分について留意の要あり）。

といった事務局の認識が記されている。私立大学では実員収容率の是正、私学振興助成法・私立学校法改正

による認可制への転換を見込むこと、抑制地区については大都市とそれを区分すること、50年代計画を前期と後期に分割すること、などこれまでにない新しい基軸を打ち出している点で注目される。

また計画規模には専門学校、通信教育、放送大学を含めるとしており、これ以降の試案においても、これらの機関を高等教育（計画）の範疇に包摂することについては、方針としておられることはなかった。なお専門学校、通信教育については、49年度現在の規模が示されているだけで（後述するように、これらの1条学校ではない機関は、「自由な進展」に委ねられるカテゴリーに入れられることとなる）、前期・後期における試算はなされていないが、放送大学についてはその拡大規模を54年度3,500人、61年度10,000人と想定するなどして、あわせて進学率9.1%に相当するとのシミュレーションを行っている。

・目標値設定

目標数値としては、「高等教育計画の全体規模の見

込み（試案）」において、「1条学校の規模」として、表2のような具体的な数値を上げて、その拡大規模を示している（(1)1）。

その算出根拠として、国立については、「前期一過去5年間の平均増加数を考慮し、年平均2,500人の増加を見込む。後期一年平均増加見込み数を4,000人とする。」とした（(1)（ア））。また公立については、国立と同様に、過去の実績から前期では300人を、また後期では400人としている（(1)（イ））。

私立については、「前期…過去の平均増加数9,000人から大都市による増分（約40%）を減じ、さらに、残余の2分の1を抑制するものとして、年間定員増を3,000人と見込み、その定員収容率を1.7倍として、年間増加数を5,100人とする。後期…大都市抑制を維持し、かつ、実員収容率を1.5倍に是正するものとして、年間増加数を9,000人と見込む」としている（(1)（ウ））。

ただし、この目標数値のただし書きとして、私立大学については定員と実員のギャップ（実員収容率）の

表2 全体規模の目標値の推移

50年6月 天城勲「高等教育計画について（メモ）」（8月2日配布）

	国・公立	私立	合計	
60年代初頭まで	90,000	100,000	190,000	（うち短大53千人）

8/11 専門委員会試案

区 分	国立	公立	私立	計
前期（51年度～55年度）	12,500	1,500	25,500	39,500
後期（56年度～61年度）	24,000	2,400	54,000	80,400
計	36,500	3,900	79,500	119,900

8/15 専門委員会中間報告

区 分	国立	公立	私立	計
前期	12,000	1,500	25,000	38,500
後期	24,000	2,500	55,000	81,500
計	36,000	4,000	80,000	120,000

9/23 高等教育計画部会専門委員会報告骨子（案）

区 分	国立	公立	私立	計
（案1）前期	10,000	1,500	15,000	26,500
（案2）前期	10,000	1,500	25,000	36,500

10/3 高等教育計画部会専門委員会報告（案）

区 分	国立	公立	私立	計
前期	10,000	1,500	20,000	31,500

12/16「中間報告」

区 分	国立	公立	私立	計
前期	10,000	1,500	20,000	31,500

51年 3/15「最終報告」

区 分	国立	公立	私立	計
前期	10,000	1,500	20,000	31,500

上限を変えた試算がいくつか試みられている。これによると、前期・後期ごとに、1.7、1.5、1.3倍のオプションが想定され、到達規模の数値が算出されている。また、国立に関しても上記の2,500人よりも抑制した2,000人の試算が行われている。このように、国立・私立ともにその定員収容率等では拡充分に様々な幅があることも含みを持たせている。

さらに、「既設私立の定員収容率の是正」として、「8都道府県（大都市所在県）内の私立大学・短大について、実員収容率の是正を見込んだ場合」（(2)）の試算も提案されているが、これによると、「Ⅰ…実員収容率1.5と現状の差の1/2引き下げた場合、Ⅱ…実員収容率1.7と現状の差の1/2引き下げた場合、Ⅲ…計画前期に於いて1.7と現状との差の1/2引き下げ、後期

において、さらに1.5と現状の差の1/2引き下げをした場合」という3つのパターンのシミュレーションを行っている。全国レベルでみた場合、この実員収容率の現状の是正にともなって、「収容率1.5倍の場合の減少数」として34,200人、同じく「1.7の場合」は14,400人、さらに「1.3の場合」は54,800人が減少することがシミュレーションされている（細かい数値（図表）については省略）。

・地域配置と配分

地域別拡充見込みの試算も行っているが、これは現有敷地を基礎とした国立大学収容余力を推計した後、ブロック別に昭和61年度進学者数を考慮して、拡充見込み数が想定されている。私立については、61年度

表3 ブロック別収容力の目標値の推移

8/11 専門委員会試算

ブロック	拡充見込数（S61年度まで）		
	国公立	私立（A案）	私立（B案）
北海道	3,700	1,400	1,400
東北	4,900	5,200	5,200
関東	6,000	23,800	23,800
甲信越・北陸	5,700	3,800	3,800
東海	3,300	10,400	10,400
近畿	3,600	17,400	17,400
中国	3,700	5,200	5,200
四国	3,500	1,700	1,700
九州	6,000	10,600	10,600
計	40,400	79,500	79,500

9/12 第3回専門委員会

ブロック	拡充見込数
北海道	推計無し
東北	
北関東・甲信越	
京浜・南関東	
北陸	
東海	
京阪神・近畿	
中国	
四国	
九州	
計	

9/23 高等教育計画部会専門委員会報告骨子（案）

ブロック	拡充見込数（S55年度まで）	
	国立	公私立
北海道	500	推計無し
東北	800	
北関東・甲信越	1,500	
京浜・南関東	700	
北陸	700	
東海	800	
京阪神・近畿	1,000	
中国	1,000	
四国	1,000	
九州	2,000	
計	10,000	

10/3 高等教育計画部会専門委員会報告（案）

ブロック	拡充見込数（S55年度まで）	
	国立	公私立
北海道	500	推計無し
東北	800	
北関東・甲信越	1,500	
京浜・南関東	700	
北陸	700	
東海	800	
京阪神・近畿	1,000	
中国	1,000	
四国	1,000	
九州	2,000	
計	10,000	

12/16 「中間報告」・3/15 「最終報告」

ブロック	拡充見込数（S55年度まで）	
	国立	公私立
北海道	1,000	2,000
東北	1,100	1,900
関東・甲信越	2,200	4,800
東海	1,000	4,000
北陸・近畿	1,700	4,300
中国	1,000	2,000
四国	800	1,200
九州	1,200	1,800
計	10,000	22,000

までの拡充目標値である79,500名を、ブロック別に大都市分を除いた場合の増加数の比率によって案分する案（A案）と、北海道の地理的事情などを考慮して、札幌市に係る抑制を1/2程度に緩和すると仮定した場合の案（B案）が試算されている（表3、参照）。このブロックの区分けは、これまでの報告書を踏襲したものであるが、後述するように、9月以降の試案では、関東と近畿をさらに細分化し、甲信越と北陸をどのブロックに分類するかなど、細かい作業が行われていく。また、表3からも明らかなように、9月以降の試案では私立については拡充見込み数が算定されないまま進められ、それが示されたのは最終報告の時点であった。

また、「③大都市抑制の対象となる地域」として、「・首都圏及び近畿圏の工業（場）等制限区域：東京部区部、武蔵野市（以上全域）、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、大阪市、京都市、守口市、東大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市（以上一部）、・その他の指定都市の区域：横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市の残部、札幌市、名古屋市、北九州市、福岡市の全域」が想定されており、6月段階での都市別ならびに前期・後期によって曖昧な対応ではなく、大都市圏は一括して抑制、また後期においても抑制維持という形に変化している。

以上のように、8/11案は初めて60年代初頭までの50年代を前期（51年度～55年度）と後期（56年度～61年度）の2期に明確に分ける案を提起し、全体規模について具体的な数値を上げてシミュレーションを行っており、後の中間報告・最終報告のたたき台となるものであった。また、これまで高等教育の全体規模を専門学校等まで拡大するかについてはペンディングされていたが、この段階で初めて1条校のほかにも専門学校、通信教育、放送大学の三者を全体規模に包含することが明記され、具体的な数値も想定されている。さらに、私立大学については、私学振興助成法の成立に伴って、私立大学全体ならびに大都市圏の既設私学についても実員収容率を1.3、1.5倍、1.7倍の3パターンに抑制・減員する案が提起され、定員とのギャップ是正を目論むと同時に、実員ベースでの全体規模を算定するという現実的な方策が打ち出されている。

②50年8月15日「高等教育計画部会専門委員会の検討結果の中間報告について」（以下、8/15案）この専門委員会の8/11案は、8月15日に開催された

高等教育計画部会（第2回）に、「高等教育計画部会専門委員会の検討結果の中間報告について」として提出されている。4日の間で事務局サイドで目標数値などに変更が若干加えられ、その後の「中間報告」のひな形としてまとめられてきている。その異同を中心に整理しておきたい。

・規模設定の論理

冒頭の「計画策定の趣旨」（I）において、「49年度高等教育懇談会報告」を踏襲するものの、その後で成立した私立学校振興助成法附則による私立学校法の一部改正に伴い、私立大学の新增設は認可しない旨を確認した上で、年次計画としては、「高等教育計画の策定に当たっては、上記の私立学校法の一部改正、新経済計画の計画期間（51～55年）、今後の18歳人口の推移などを考慮し、昭和55年度を区切りとして、前期（質的向上、拡充抑制）および後期（質的向上、計画的拡充）に分けて作業を進めるものとする」としている。

また、「大学通信教育、放送大学及び学校教育法の一部改正により創設された専修学校（専門学校）をも含むものとして、全体規模を設定するものとする。」として、1条校以外の上記3者についても全体規模に包含するとし（Ⅲ 全体規模の目途 1）、それらの規模についての記述は8/11案とほぼ同様の内容であった。ただし、「計画的に実現すべき高等教育の規模等については、次の考え方による。」として、以下の3カテゴリーがあげられている（Ⅲ 4）。

- (1) 実現を確保すべきもの…計画養成を必要とするもの、国立大学の整備等
- (2) 実現を期待すべきもの…主として私立大学の拡充で、行政及び財政措置にかかるもの
- (3) 自由な進展に委ねるべきもの…専門学校等で、(1)、(2)以外のもの

あくまでも専門学校などについては、高等教育の範疇には包摂するものの、その養成数はリジッドな計画には含めない認識を示している。上記の3カテゴリーは、この4日間で新しく立ち現れてきたものだが、既に49年度報告にも同様の記述はあり、また50年度最終報告にも同様の認識が示されることとなる。

また、留意点として以下の5点が上げられているが、8/11案とほぼ同じものである（Ⅲ、3.A(1)）。

- ア、私立大学について、量の拡大を抑制し、質の向上を図ることが要請されていること（特に前期）。
- イ、従来、実員ベースで想定した拡大規模について

て、実員と定員の格差の是正を考慮して計画規模を設定する必要があること。

ウ、大都市の新増設抑制等を行う場合には、後期においても従来のような私立の拡充を予定することは適当ではないと考えられること。

エ、公立については、従来の実情から判断して、今後とも量的には多くは期待できないと考えられること。

オ、国立については、地域間の格差、専門分野別の不均衡の是正を図るため、地方における大学の拡充整備を進める必要があること。

・目標値設定

ただし、全体規模の目標値については、微減している(Ⅲ、3、A、(2)規模の目途)。その内訳を見てみると、公立については変化はないが、国・私立では、年間の増加数は11日段階と同じであるものの、合計部分で若干端数が四捨五入されているようである。この結果、前期計画については、国・私立とも500名がカットされ、合計1,000名分が減少している。その算出方法については省略するが、11日と同じものである。

ただし、私立の全体規模については、前期・後期ともに8/11案で算出基準となった実員収容率については一切言及されていない。また「前半特に51年度においては、従来の制度からの移行に伴う経過的な増が生ずることを見込む必要があろう。」という但し書きがついており(Ⅲ3、A(2)ウ)、これは51年度に学科増設などの届け出に伴う実員増の出来に対する経過措置を想定したものと考えられるが、中間報告、最終報告の際には全体規模の抑制に関わる項目として重要となってくる。

また、既設私立の実員収容率の是正については、49年度現在で全国平均1.77倍の現状を、「今後の拡充分についての実員収容率の是正の見込みに加えて、8都道府県(大都市所在県)内の私立について、次のように実員収容率の是正を見込むこととした場合には、私立の拡充規模(前期(2)、80,000人)は14,000人(筆者注:収容率1.7の場合の減少数)から34,000人程度(筆者注:収容率1.5の場合の減少数)減少することとなる。」(Ⅲ3、A(2)カ(イ))としており、8/11案で試算されていた1.3というオプションは消えている。

・地域配置と配分

地域配置については、「(全体規模を前提として)各地域における国立大学の収容余力及び私立大学の規模

の拡充見込みの推計、専門分野の不均衡の是正の方針…、収容力の不均衡是正の目途等をさらに検討し、48年度高等教育懇談会報告で示された地域配置の想定数を再検討すること」としており、48年度報告における地域ブロックの区割りやそれを踏襲した8/11案について再検討の対象としている(Ⅳ1、(1))。さらに、「地域の区分については、例えば、関東地区及び近畿地区における工業(場)等制限地域とそれ以外の地域、北海道地区における札幌市とそれ以外の地域、九州地区における北九州と南九州など、できる限り今後の新増設抑制と計画的拡充のための指針を示すことができるように、実態に即し適切な検討を加える」とし、さらに細分化を進める容易があることを示している(Ⅳ1、(2))。札幌市を例外的に抑制緩和とした案については8/11案でも試算されていたが、こうしたきめ細かい作業を行う用意があることを示したものと見えるだろう。

ちなみに、この高等教育計画部会に提出した専門委員会中間報告の内容に対しては、計画部会において、特に異論はなかったことが、9月12日に開催された第3回専門委員会で報告されている。

③50年8月20日「高等教育計画に関する第二の構想(メモ)」(以下、天城第2メモ)

さて、この専門委員会中間報告が計画部会で発表された直後の8月20日、天城座長はより踏み込んだ全面抑制のための計画案を事務局に提出している。

その冒頭で、「先の国会における私学振興法の成立に関連して、昭和51年から5年間原則として私学の新増設抑制の方策が規定された趣旨を厳しく理解し、同時に高等教育懇談会のこれまでの中間報告や検討過程の議論も考慮し、抑制規定中の『特別の必要のある場合』に特に注目して、高等教育計画とくにその前期(昭和51~55年)について、以下のような第二の構想を検討すること。」として、これまでの微温的な抑制ではなく、よりラディカルな全面抑制である第2案を提起したのである。

すなわち、「『特別の必要のある場合』を次のように限定的に解釈する。計画養成を必要とするものに関する大学、学部、学科とする。これは、医療関係者や教員などに限定せず、新しい学問分野や研究者養成に係る将来の需要、学術研究の基盤となるものを含む。この目的に該当するものは、国・公・私立を問わない。」(Ⅳ1)としたうえで、「国立についても、前期5年間は、全体として抑制方策の趣旨に即して、学生数

の規模は抑える。」(Ⅳ 2)として、私立のみならず、「国・公・私立にわたって、四年制大学の 신설, 学部・学科の新增設及び学生の定員増を, Ⅳに述べるものを除き(筆者注: 上述の医療関係者・教員など), 全面的に抑制する。」(Ⅰ)としたのである。

天城は、こうした全面抑制へと大きく舵を切るに至った理由として、以下のように述べる。「全体として第一案よりも抑制型の計画であるが、これは、政党方面の意図や少なくともこしばらくの財政事情を考慮したものであるが、同時に、この期間中に可能な限り高等教育全体の在り方により意を注ぎ、後期の拡充の礎石を築く必要があると考えるためである。」(付)

また、「私立大学の拡大抑制に対応して、財政助成については私学振興法の趣旨を十分活かして可能な限り速やかに二分の一を実現し、かつ、配分については、法的事由を十分考慮して私学の教育条件の是正につとめるとともに、特別交付についての法の趣旨に則し新しい大学教育や私学の特色発揮に役立つようにつとめる。」(Ⅲ)とも指摘している。

次項で触れるように、8月15日の計画部会では専門委員会中間報告については特に異論が出されたわけではないことがわかる。しかし、天城がこうした第2メモを提出することに至ったのは、政治的な情勢、財政的な裏付け、ならびに法律の遵守という文部行政に長く関わる中で培われてきた天城自身の判断があったと言ふべきだろう。これ以降の専門委員会での議論は、この天城第2メモを契機として、完全抑制に大きく傾いていくこととなる。

④50年9月12日 第3回専門委員会

9月12日、専門委員会(第3回)が開催される¹²⁾。その際に配布された「高等教育計画部会専門委員会検討資料」によれば、冒頭で8月15日の「専門委員会中間報告の内容に対しては、計画部会において、特に異論はなかった。」との報告がされている。またそのほかの各項目についても、「特に異論はなかった」との記述がほとんどであり、専門委員会の中間報告(8/15案)が大きな問題なく了解されたことがうかがい知れる。

しかし、一方でこの専門委員会での事務局の「検討資料」では、全体規模の用途について「天城メモ(第2構想)による拡充の全面抑制(特に4年制大学)の提案がある。」とした上で(Ⅱ(2)),「全体規模の用途については、より抑制の方向で第2案を検討する必要があるのではないか。」(Ⅱ(3)),「私学の実員収

容率の是正については、さらに検討すべき余地はないか」(Ⅱ(4)),「大都市抑制地域は、中間報告どおりで良いか」(Ⅱ(5))といった検討課題が事務局サイドから改めて提示されており、抑制の程度や手法について再度練り直されることとなった。上部の計画部会での了解よりも、むしろ天城第2メモが大きな影響力を持っていたことが示唆されている。

このほか、地域区分の見直しが取り上げられている。これについても、「地域の区分については、特に意見はなかったが、地域の区分割について再検討の要がある」(Ⅲ(1))として、計画部会からの注文というよりは事務局独自の発意が示されている。地域区分については既に8/15案でも、48年度報告での区分割を再検討することが言及されていたが、その新たなアイディアとして、これまでの「関東」ならびに「甲信越・北陸」ブロックを、それぞれ「北関東・甲信越」および「京浜・南関東」、「北陸」という3ブロックに再編する構想が出されている。後述するように、この再編案は結局の所、中間ならびに最終報告では、「関東・甲信越」、「北陸・近畿」といった区分に決着することになる。

以上のように、高等教育計画部会では専門委員会中間報告(8/15案)は大方了承され、異議も出ていなかったにもかかわらず、天城第2メモが事務局サイドに大きなインパクトを与え、全面抑制、地域別格差の平準化への方策を再度検討させることになったと見てよいだろう。

⑤50年9月23日 高等教育計画部会専門委員会報告骨子(案)(以下、9/23案)

この9月12日の専門委員会での議論を受けて、9月23日に、「高等教育計画部会専門委員会報告骨子(案)」が発表されている。この骨子案は12日の天城第2メモによる全面抑制案を受けて、きわめて厳しい数値目標が提示されている。

・規模設定の論理

まず、「計画策定の趣旨」(2.)として、「(1) 私立—55年度までの認可の際、『特に必要があると認める場合』を判断する基準となりうるよう。国公立—整備の目標を示すものとなりうるよう」な計画とすることが示された。また、続けて「(2) 高等教育の全体構造の柔軟化等の必要性の指摘—将来の高等教育の発展の基盤を作るための計画的整備」として、「柔構造化」も大きなアジェンダであることが明記されている。

さらに、「4. 計画の内容(1)基本方針」として、「(イ)大学通信教育、放送大学、専修学校をも含むものとして、計画を策定する。(ロ)高等教育の制度・構造の弾力化を含めて考慮する。(ハ)前期の計画について、後期における発展を指向しつつ、できる限り具体的な目標を示すこととする。」としているが、これらはこれまでの案と同様である。ただ、前期では「質向上、拡充抑制」を、後期には「質向上、計画的拡充」を「それぞれの計画期間における政策志向の重点」とするとして、前期を明確に「抑制」計画と位置づけたのである。

また「計画的に実現すべき高等教育の規模等」(4.(1)(ニ))については8/15案と同様に、「a)実現を確保すべきもの」として、「①計画養成を必要とするもの」、「②地方における国立大学の計画的整備」をあげ、また「b)実現を期待すべきもの」として主に公立及び私立大学の拡充などを対象とし、さらに「c)自由な進展に委ねるべきもの」として専門学校を取り上げている。国立大学に関しては計画が貫徹するものと位置づけ、公立・私立については期待とするにとどめ、さらに1条校ではない専門学校については放任的な態度を維持している。

・目標値設定

全体規模について、上述のようにこの9/23案は非常に厳しい規模抑制案を提示している。すなわち、「前期においては、国・公・私別に規模の目途(5年間の総量)を具体的に示す。」(4.(2)(イ))とし、「前期における規模の目途」として(4.(2)(ハ))、表2のような試算をあげている。この試算では、私立の目標数値については、「(案の1)3,000人 計15,000人」と「(案の2)5,000人 計25,000人」の、2通りのオプションを提示するなど、依然として確定的なものではなかったが、国・私立とも大幅な抑制案となっている。国立では8/15案より2,000人減、私立の「案の1」は5,000人減と、これまでの6割近くまでの削減案が示されている。

大幅な削減案が提示された私立の目標数値の算出の仕方については、「定員重視、実員収容率是正の方針の下に、次のいずれかの考え方をとることとする」として、上記の2つのオプションの試算方法を示している。まず、「案の1」については、「従来、年平均定員増9,000人、実員増23,000人が過去5年間の実績であるが、年平均定員増を約5分の1に抑え、既存大学をも含めた実員収容率を1.7倍に止めるものとして、実員

増3,000人を見込む。(この場合は、3,000人が対前年度純増分となる。)」というものである。また「案の2」は、「年平均定員増分(9,000人の約5分の1)に対応する実員収容率を1.2倍として実員増2,000人を見込み、さらに、大都市所在8都道府県の既存大学実員収容率は正(1.7倍)による減14,000人分を振替えて、地方における需要に対応することとする。(この場合の新規実員増分は、年平均約5,000人となるが、対前年度純増分は2,000人となる。)」(4(2)(ニ))。

私立については、定員ではなく実員ベースでの試算となっていること、また抑制をより効かせた「案の2」では収容率1.2倍というこれまでにないレベルのアイデアが提示されている。ただいずれの案も、収容率の操作や大都市部分の振替えなどといった方策で目標値を算出しているが、15,000名と25,000名という2つのオプションが最初にありきの印象も否定できない。事実、10/3案以降では、これらの目標値の間である20,000人が設定されていくことになり、その妥結案提示のための試算に過ぎなかったのではという見方もできよう。実際、収容率1.2倍については、「全体の実員収容率については、将来、1.3倍までを目標として今後の是正を進めるものとする。」(4(2)(ニ)の注)とあり、事務局サイドとしても、その現実味については注釈を施している。

また、「51年度に経過的な定員・実員の増加が、相当数生ずる見込みがあるので、それを考慮して、計画を実施する必要がある。(場合によっては、52年度以降の規模の目途について、補正の必要が生じうる。)」(4(2)(ホ))との留保も加わっている。これは、10/3案以降では、20,000人が目標値となっていく際の算出方法として、「案の1」(15,000名)が採られた場合の目標値に対する補充分として充てられていくことになる(後述)。

以上のように、私立についてはきわめて厳しい抑制目標や収容率の案が提示されたが、既にこの段階で20,000人という結論が想定されていたのではないと思われる。

・地域配置と配分

9月12日の専門委員会での試算を受け、48年度報告とは異なる区割りで、はじめて国立について増員10,000人分の地域配分を行っている。北関東・甲信越、京浜・南関東、京阪神・近畿など新たに設けられた各ブロックの配分については、「三大都市圏等を考慮」したとある(4(4))。また国立に限って目標数を設

定しているが、「この目標数は、認可に際しての量的枠取りとする」と言明している。

また大都市地域の全面抑制については、これまでと同様であったが、8/15案で触れられていたように、札幌市など「工業（場）等制限地域以外の政令指定都市の区域については、若干の緩和を考慮するものとする」（4（4）（ホ））と、より明確な形で一部の例外を設ける記述が追加されている。この後の10/3案、中間報告、最終報告でも、大都市については新增設を行わない地域に設置され、また上記のような例外的な緩和を考慮すると言及されている点ではほぼ同一である。

なお、この9/23案では、初めて「計画期間中の所要経費の見積もり」について項目が立てられ、48年度報告と同様に、総経費の見積もりを行うとしている。また「私学振興助成法の趣旨にかんがみ、私学の教育条件の是正に資するよう運用につとめる」との注釈も加えられている。ただし、具体的な見積もり案などは全く記載されていない。表1にもあるように、計画部会としては、これまでの専門委員会で議論されてきた「計画策定」の他に「経費負担のあり方について」も審議の対象とされており、また50年10月から検討を開始するとある。ここで示された項目についてはその予定を盛り込んだものとも読めるが、しかしこの後の10/3案、中間報告でも、「見積もりを行う」と簡単に触れられただけで、具体的な審議の結果や経緯は報告されることはなかった。

⑥50年10月3日 高等教育計画部会専門委員会報告（案）（以下、10/3案）

以上の議論を受けて、12月16日に公表される高等教育懇談会の正式な中間報告（案）が10月3日に作成されている。

本編としては、「Ⅰ．計画策定の前提」では、これまでの3度にわたる報告の概要、高等教育機関の状況変化、関係制度の整備（特に50年1月11日から発足した専門学校制度と、50年7月11日に成立した私立学校振興助成法ならびに私立学校法の一部改正など）、社会情勢と経済状況などの変化を整理した後、「Ⅱ．計画策定の趣旨」、「Ⅲ．計画の期間」、「Ⅳ．計画の内容」、「Ⅴ．高等教育の構造の柔軟化・流動化」、「Ⅵ．計画期間中の所要経費の見積り」といった構成になっている。

ここで上げられている内容は、若干の表現の違いはあるものの、その後の中間報告ならびに最終報告とは

ほぼ同じである（ただし後述するように、「Ⅵ．計画期間中の所要経費の見積り」については中間報告では私学助成の注釈の部分が大幅に削減されている）。また全体規模についての国公立の数値目標についても、これ以降変化はない。事務局としてはこの10月初旬の段階で全体規模の範囲や目標値については決着させたものと考えられる。しかし、その算出根拠・方法、また地域ブロックの区割りとそれぞれの配分に関しては、中間報告ならびに最終報告と大きな違いがあることがわかる（後述）。

・規模設定の論理

「計画策定の趣旨」（Ⅱ）では、「国公立については、今後の整備の目標を」示し、また私立については「56年3月31日までの間、文部大臣が大学設置審議会、私立大学審議会の意見を聞いて認可すべき、『特に必要があると認める新增設』に該当するか否かを判断するに当たって参酌すべき基準」とするべき旨が述べられている（Ⅱ 3.）。いずれも「今後の高等教育の発展の基盤となる整備を図ることに計画の重点を置くものとする。」（Ⅱ 1.）とし、さらに「高等教育の全体構造の柔軟化、弾力化等を図るための諸施策と並行して進められなければならない」（Ⅱ 2.）としているが、これらの点については9/23案と同様の内容である。そのほか、計画期間の設定、前期は「高等教育における質的充実、規模の拡充抑制に重点を置き、「できる限り具体的な目標を示すものとする」というスタンスをとっていることも、9/23案と同様である。また8/15案以降の「計画的に実現すべき高等教育」の3カテゴリーとその内容については、この10/3案でも踏襲されており、新たな変更は特にない（Ⅳ 1（2））。

・目標値設定

前期計画における国公立ごとの目標数は表2の通りだが、先述のように、私立に関しては9/23案の15,000人案と25,000人案との中間の20,000人となっており、まさに妥結案というべきものに落ち着いている。

それぞれの算出基準は、以下の通りである（Ⅳ 2.（1）（ア））。まず国立1万人については、「現に計画進行中の医科大学の新設、技術科学大学等新構想大学の創設のほか、歯科医師、医療技術者、初等教育教員等の計画養成、地方国立大学の計画的整備等のため、年平均2,000人増を見込むものとする」。このうち、「医師・歯科医師」は2,000人、「初等教育教

員」は1,600人、「看護婦その他の医療技術者」および「その他」は検討中との目処が立てられている（IV 2. (3)）。また公立については、「医療技術者の養成、女子教育その他地域の社会的需要への対応を考え、従来の実績である年平均300人増を見込むものとする。」とした。これらの説明は、これまで拡充の例外的措置として「実現を確保すべきもの」として扱われてきた計画養成の想定数を織り込んだものである。ただし、これまでの審議過程の経緯を考え合わせると、国公立とも目標数値ありきで、後から計画人材のロジックをかみ合わせた感もぬぐいきれない。

私立については、昭和49年度現在で「1.79倍」（IV 2 (1) (イ)）という「定員超過の現状に留意しつつ、定員重視、定員超過率は正の方針の下に、次のように増加数を見込むものとする」として、「過去5年間の実績（年平均定員増9,000人、定員増23,000人に対し、上記1の基本方針によって私立に期待すべきものを、定員において約5分の1と見込み、既存大学をも含めた定員超過率を1.7倍に止めるものとして、年平均実員増を3,000人と見込むものとする」としている。過去の実績算定ならびに、定員超過率を1.7倍に収め実員増を3,000人とした点では、9/23案における「案の1」を採択したと言うことになる。ところが、後の中間ならびに最終報告ではこの過去の実績算定は25,000人と2,000人増え、また定員超過率も1.5倍に改変されており、9/23案の私立の目標値設定の際に考察したように、まず目標値が設定され、それにあわせて実績算定や超過率が決定されていったのではないかと推測される。

また9/23案では、51年度に生じる経過的な実員の増加数を相当数見込んで計画を実施する必要があると触れられていたが、この10/3案では「51年度について別途5,000人増を予定する」との想定がなされている。したがってこの51年度分の別途5,000人と、上記のように各年度の実員増を3,000人、5年間で15,000人とあわせて、計20,000人という想定数が導き出されてくるのである。この算定方法は、中間ならび最終報告でも踏襲されているが、なぜ経過措置として5,000人を見込むのかについては理由は附されていない。

なお、私立大学における実員と定員のギャップについては、この10/3案から「収容率」から「超過率」というタームに変化しているが、「私立については、定員超過率を将来1.2から1.3倍までは是正することを目的に、私立側の自粛を求めつつ、所要の行財政上の措置を積極的に講ずるべきである。」（IV 2 (1) (イ)）

と9/23案と同様に、認可の際に厳しい抑制方針で臨むことが触れられている。ただし、この記述については、最終報告では、「1.5倍以内にとどめ」として（III 2 (2) ③C）、現実的な路線に落ち着いている。

ちなみに10/3案では、1条校以外の専門学校などについても、55年度時点での想定数が記載されている。これによると、専門学校は143,000人、通信教育は16,000人、放送大学は3,000人が見込まれている。

・地域配置と配分

地域配置計画についても、9/23案と同一の区割りのものが提示され、国立大学に関してのみ各ブロックの拡充見込み数が想定されている。また、全面抑制する大都市地域ならびに政令指定都市の一部についての緩和措置についても、9/23案と同様であった。

⑦50年12月16日「中間報告」

50年の12月16日に高等教育懇談会は、正式な「中間報告」を発表している。専門委員会はこの中間報告を公表した後、各界からの意見などを聴取・收拾し、51年の2月18日に第5回が開催されている。第4回の委員会資料については未入手であるため、開催日時が不明であるが、10月3日案とこの12月16日に公表された「中間報告」とは目標数値などが微妙に異なっており、また全体の構成や表現・文言なども大きな相違があることからすると、第4回の専門委員会はこの10月3日から12月初旬の間にかけて開催されたものと考えられ、その際、中間報告の案が議題になったことは想像に難くない。

中間報告は、まずその報告作成に至る経緯が冒頭に述べられている。本編としては、48年度ならびに49年度の報告の要旨とその後の高等教育の規模の拡大、入学者数の変化、社会情勢の変化、関係制度の整備等が述べられており、表現や文言は異なるが、趣旨としては内容的に10/3案と大きな変化があるわけではない。

・規模設定の論理

「計画策定の方針」（II）として、10/3案では末尾に近い部に記載されていた「V. 高等教育の構造の柔軟化・流動化」の各項目（短大卒業生の編入学、通信制の夜間制と昼間制の交流、単位累積加算制度、大学間交流など）が、この部に移動されてその重要性が強調されている。

また私立学校振興助成法の趣旨、私立大学の質的充実などが述べられているが、これは10/3案でも触れら

れていた点であるが、中間報告ではこれを敷衍させて高等教育全体の話としてふくらませている。すなわち全国的、構造的な均衡、地方における高等教育の質・量の充実、地方国立大学の計画整備、短期大学の弾力的発展、などが言及されている。また高等教育への進学状況などの全国的及び地域的な推移、高等教育の構造の柔軟化、流動化の進展、専修学校の整備等々の点に留意する旨が述べられており、かなりの分量が割かれている。最終報告でもこれらの部分は踏襲されているが、同じ報告書の中で内容的に重複する部分も多く、10/3案に比べると冗長な感は否めない。

8/15案以降10/3案まで踏襲されていた「計画的に実現すべき高等教育」の3カテゴリとその内容については、この中間報告でも「計画の内容」の部に大方踏襲されている。ただし、これまでのように「実現を確保すべきもの」、「期待すべきもの」、「自由な進展に委ねるべきもの」といった括りではなく、全ての項目は「計画期間中に整備を図るべきもの」として一括され、自由な進展に委ねるとされた専門学校についてはこの部分では言及されず、「規模の目途」(Ⅲ 2(3))の部分でとり上げられている。ただしあくまで専門学校は「自由な進展に委ねるべきもの」とのスタンスは崩してはいない。

またこの中間報告では、大学院の拡充整備が重要な課題となる、との項目が新しく現れてきている。48年度報告でも大学院については触れられてはいるが、これまでの試案では特に項目を立てられていたわけではないので唐突な感があるが、大学院問題懇談会が並行して設置され、議論が進められていることを踏まえたものと言えるだろう。

・目標値設定

さて目標値については、既に見たように、10/3案から最終報告までは大きな変化はない。ただし国立大学における10,000人の内訳として、計画養成の人材想定数は、「医歯・医療技術」が3,300人、「教員養成」が1,600人、「一般」が5,100名の、計10,000人となっており、これらの具体的な目標値については10/3案まではみられなかったものである。ただし「最終報告」では、「医歯・医療技術」は2,900名に、一方で「一般」が5,500名に変更されており、計画養成とはいえども医療系や一般的な人材については、専門学校など他機関における養成数を勘案せざるを得ず、確定的な数値は厚生省などとの議論を詰める作業が残されて「最終報告」までもつれ込んだと見てよいだろう。また公立について

は、想定される人材像ならびに年平均300人、5年間で1,500人増、と10/3案と変わりはない。

私立についても年平均3,000人(実員)、5年間で20,000人増(1カ年3,000人の5カ年分に、51年度の経過措置として5,000人がこれに追加されるという計算である)については10/3案と同じである。ただし、前項で見たように、その想定数の試算方法(値)が若干変化している。10/3案では、過去5年間の実績は、実員増として23,000人を計上していたのに対し、中間報告では25,000人となっている。さらに10/3案では、定員超過率を1.7倍にとどめて年平均実員増を3,000人と試算していたものが、中間報告では定員超過率を1.5倍以内にとどめて3,000人増の範囲とする、としている。また前述のように「51年度においては、経過的に学科増設などの届け出に伴う実員増」を5,000人と試算しているが、どのような試算に基づいているかは不明である。またそれを年3,000人分と追加して5年間の実員増加数を20,000人と試算しており、上記の超過率の限度の変化(1.7倍→1.5倍)などと考え合わせても、当初から20,000人という数字と帳尻を合わせた印象はぬぐえない。

・地域配置と配分

9/12案から10/3案まで「北関東・甲信越」、「京浜・南関東」、「京阪神・近畿」という新たなブロックが策定され、国公私立による拡充見込み数が配分されていたが、この中間報告では「関東・甲信越」、「北陸・近畿」という区分分けに変わり、国立の場合、北海道の配分数が2倍になり、逆に九州は約半分になっているなど、その配分数も大きく変化している。またこの段階で、ようやく公・私立の配分数も算出されている¹³⁾。

このように地域ブロックを恣意的に区分けする方策は、進学率の低い甲信越・北陸を分けて関東と近畿に割り振ることで、地域別進学率の見かけの平準化のためであるといわれているが(黒羽2001, 114頁)、実際、10/3案で試算されている55年度時点の各ブロックの進学率では、「京浜・南関東」は47%と平均40%よりも突出していたものが、中間報告・最終報告では、「関東・甲信越」にすることによって42%に落ち着いている。

なお、「計画期間中の所要経費の見積り」(V)として「48年度懇談会報告以後の事情の変化を考慮して、この中間報告に引き続き、総経費の見積もりを行う。」との章が10/3案と同様に、最終部分に記載されてい

るが、「私学振興助成法の趣旨にかんがみ、私学の教育条件の是正に資するよう運用につとめる」という、9/23案ならびに10/3案の文言は削除されて、上記のような簡潔な文章となっている。ただし、この経費の見積もりについては、結局の所、最終報告には取り入れられなかった。

⑤1年3月15日「最終報告」

中間報告の後、事務局は翌51年2月9日の段階で、「中間報告に対する関係団体等の意見」という資料をまとめている。これによれば、日本私立大学連盟、国立短期大学協議会、全国公立短期大学協会、大学基準協会、大学設置審議会委員（7名）、三重県知事からコメントが寄せられている。国立大学協会、公立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、全国各種学校総連合会からは、特別の意見は寄せられなかったとのことであり、またこの時点では、日本私立大学協会では検討中とのことであった。

51年2月18日に開催された第5回の専門委員会では、上記の各団体の意見とともに、中間報告発表後の12月17日、18日の全国紙、地方紙の社説・解説を収集・紹介している。また、この段階で「計画期間中の所要経費の見積もりについて」（2月18日付）と題された試案が配布されている。ただし、すでにこれまでに何度も触れてきたように、最終報告では経費についての項目は一切割愛されてしまっている。このほか、最終報告の添付ならびに参考資料として掲載される高等教育の各種データ類が配られている。

さて、51年3月15日、文部省大学局は50年度最終報告書「高等教育の計画的整備について－昭和50年度高等教育懇談会－」を公表する。この報告書と先の中間報告との間には、既に指摘してきたような多少文言や表現が変更になっているところや細かい数字などの修正があるものの、内容・趣旨にほとんど変わりはない。中間報告と大きく異なるのは、「大学院の拡充整備」の項目が追加されたこと、「計画期間中の所要経費の見積り」（V）の部が削除されたことである。

この経費見積もりについては、実際にその試案が専門委員会において上がるのは、すでにみたように最終報告の期限に近い2月18日の第5回会議においてである。しかし詳細な数値を公表するには間に合うはずもなかった。表1の日程表からすると、経費についての検討は50年11月から予定されているが、実際に専門委

員会では議論がされた形跡はない（ただし第4回専門委員会での議論については不明である）。つまり50年代前期計画は、48年度報告のような詳細な高等教育経費の試算、ひいては財政的な裏付けをとることはなかったのである。これは、拡大政策ではなく抑制を基調としていたために国立などの整備にはそれほど財政支出は必要がないと踏んだためなのか、財政支出に縛りをかけられる計画立案を忌避する大蔵省の意向をくんだものなのか（黒羽2001, 114頁）、その点については不明である。

4. 考察

以上、50年度報告策定に至る審議過程を考察してきたが、本稿では「規模設定の論理」、「目標値設定」、「地域配置と配分」の3点に焦点を絞ってきた。それぞれについて、これまでに明らかになった知見を整理し、さらに全面抑制への舵を切ることになった要因とアクターについて考察しておきたい。

（1）全体規模と論理

まず、「規模設定の論理」に関してであるが、進学率の地域間格差の解消、大都市集中の抑制を最大の課題としている点は、それまでの懇談会の方向性を踏襲したものであり、地域配分の均等化、アクセスの平等化という文部省のスタンスはぶれていないと言える。また昭和61年までに40%の進学率を達成するという目標も、抑制基調にシフトしつつあっても堅持されている。ただし、懇談会が開催される以前の50年6月段階では、天城座長ならびに事務局とも、高等教育の範囲、大都市抑制のレベル・方法、前期・後期などの期間設定などについてはいくつものオプションを提示するなど、その具体的な方策については決めかねていた。しかし7月中旬に懸案だった私学振興助成法が成立すると、8月には私立大学については実員収容率の是正、認可制への転換を見込むことが取り決められ、そのほか専門学校などの1条校以外の機関を高等教育に包摂すること（ただしこれらは自由な進展に委ねるべきとされている）、さらに50年代計画を前期と後期に分割することなどが、基本方針として明確にされた。こうして8月中旬には、1条校以外も包摂する形で、実員ベースによる計画を55年度までの期間内で実施する大枠が決定されたことがわかる。その後、天城第2メモのラディカルな全面抑制の方針が提起されるにいたって、前期計画は「質向上、拡充抑制」を旨と

することが明確に示されることとなったのである。

ただし、この50年代計画は拡充と抑制という側面ばかりが取り上げられがちだが、看過してはならないのは、それらの計画に通底している基本方針は高等教育の大衆化に伴う需要と供給のバランスとそれへの政策的対応であり、さらにそのためには制度的にも内容的にも高等教育の構造を多様化、弾力化、流動化する必要があるとしている点である。本稿では十分に上げられなかったが、短大・高専卒業生の大学編入学、単位の相互認定、累積加算制度など、そうした高等教育の柔構造化のアイデアは46答申にすでに提起されており、50年代の前期・後期計画においても踏襲されている。

(2) 数値目標と地域配分

次に「目標値設定」についてであるが、具体的な数値目標が示されるようになるのは、8/11案からである。それまでは48年度報告を踏襲して60年代初頭までに19万人という大増員が掲げられていた。しかし、8/11案の試算はその後何度も変更されて、国立10,000人、公立1,500人、私立20,000人の計31,500人に落ち着いたのは、10月初旬のことであった。試算の方法・根拠には、過去5年間の実績評価、年間定員数の積み上げ、実員収容率（超過率）の幾通りものオプション、大都市地域の画定と増分試算、医療系など計画養成数の見込み、私立大学の51年度届け分の算定、など様々な要因が織り込まれていたことがわかる。中間ならびに最終報告だけを見ると、国立大学では医療・教職関係の計画の人材養成をベースに、また私立大学では実員収容率（超過率）を1.5倍以内などに収めるなどの試算を元に、全体規模の目標数が弾き出されているように一見思われるが、しかし審議過程を詳細に追っていくと、その試算方法は様々なオプションが想定され、またその算出の根拠や基準も明確であったとはいえないことがわかる。とくに私立大学に関しては、最も厳しい抑制案をとった場合の目標値と従来型の試算値の、ちょうど中間をとった妥結案であったとも見える。また10月初旬に算出された上記の目標値についても、まず目標数ありきで、それを逆算して算出基準を案出した側面も否定できない。

「地域配置と配分」もまた、目標値算定と同様に、様々なオプションが取り上げられてきた。大都市圏の抑制方針については基本的にぶれることはなかったものの、全面規制する大都市圏の画定、緩和措置をおこなう例外など、当初からその配分の試算方法について

はいくつかの試案が提起されていたことがわかる。また区分割については、すでに指摘されてきたように、進学率の低い北陸地域などを関東圏や近畿圏と統合して、全国的な平準化を試みるアイデアがとられてきたことがわかる。しかし全体規模が定まらない中、公私立については各ブロックの見込み数の配分もままならず、12月の中間報告までもつれ込んでいる。また人材養成の計画が見込みやすい国立についても、10月段階までの配分数と中間報告以降では、北海道や九州などのブロックによってはその配分数が全く異なっている。このように、中間ならびに最終報告だけを見ると、地域配置と配分が的確に整理・算定されているように見えるが、各ブロックを恣意的に区分割する試行や、見込み数も時期によってバラバラに算定されてきた経緯を鑑みれば、「計画」と言うべき合理性が十分担保されているかどうかは疑わしい。しかし、数値が公表されればそれが一人歩きすることとなるのである¹⁴⁾。

(3) 抑制転換の要因とアクター

さいごに、50年度報告において抑制政策へと転換した要因と、それを牽引したアクターについて考察しておきたい。

まずその策定過程を詳細に追ってみると、これまでの先行研究でも指摘されてきたが、私学振興助成法の議論ならびに成立が全面的な抑制への転機となったことが、改めて確認できる。事務局は法案審議の経過を慎重に見守っていたはずであるが、50年6月の時点では、すでに見たように、どの程度抑制すべきかなど具体的な数値目標などは曖昧なままであった。法案成立後、私学助成の取り扱いと付則第13項による完全抑制が決定したことによって、一気に目標数値の設定作業が進められていったのである。ただその際に、最も大きな契機となったのが天城第2メモであった。この第2メモは、私立大学のみならず国公立についても、「全体として抑制方策の趣旨」に即すとして、その後の専門委員会での全面抑制の方向性や目標値の設定においてきわめて重要なインパクトを与えた。

ところで、いわゆる審議会は行政庁の「隠れ蓑」であり、会長や副会長、主査や座長が担当の事務局とともに審議をリードしていくことはよく知られていることだが、このメモを提出した天城が、計画部会の座長として専門委員会でも果たした役割は非常に大きかったと言えるだろう。天城は文部省大臣官房会計課長、調査局長、管理局長、大学学術局長などを経て事務次官をさいごに退官（昭和46年）、高等教育懇談会にはそ

の設置当初の47年6月から関わっている（当時、日本育英会理事長）。38答申、46答申、さらには50年代計画を含め、天城がわが国の高等教育政策に大きな影響力を持っていたことは、改めて指摘しておく必要がある。

天城自身、私立大学の規制を可能にした私学振興財団法（昭和45年）ならびに私学振興助成法が、戦後大学政策の画期となったことを次のように述懐している。バランスの取れた地域配置は新制大学発足以来の戦後大学改革の主眼であり、大学の「一種の国土計画的配置」が教育刷新委員会からの「宿題」であったが、戦後長らくの間、「レッセ・フェールですから、国立大学は何とかできて、私学はどこまでできるか分からないんです。そういうことで、長期計画をやるためには、私学に、ある程度の規制がないとできない」。しかし、私学振興財団法によって「ある程度の規制と助成という筋道を付けたから、・・・長期計画もやれるかな、ということになった」。そして、「私学振興助成法で、例えば法令違反や水増しをしたら、助成金を減額するとか、不交付だとか」いう形での対応が可能になったという（天城2002, 77頁）。戦後の高等教育政策の要が私立大学政策であることが図らずも語られているが、逆に言えば高等教育政策・計画の当否もまた、私立セクターをどのように政策的に誘導するかにかかっていることになる。

5. おわりに

本稿は、主に高等教育懇談会専門委員会での配付資料に基づいて、50年度報告（50年代前期計画）の審議内容と計画策定を詳細に跡づけてきた。審議過程で提案された試案・試算などを詳細に比較分析することで、それぞれの時点での委員会ならびに事務局の論理や認識、目標値の試算方法などを考察するというアプローチをとってきた。これまでブラックボックスといわれてきた審議内容や中心的なアクターについては、部分的にはあるがその一端を明らかにできた。しかし残念ながら、懇談会総会、計画部会・専門委員会レベルでの議事録（会議録）は残存しておらず（残存していたとしても未入手である）、天城メモのような資料は別にして、個々の（専門）委員や事務局サイド（特に局長など）の意見が、どのように試案や報告に取り入れられていったのかは十分解明できていないと言えない。

また本稿では、この前期計画に則った各大学の実施状況や、その後の政策評価についてはまったく触れて

いない。「前期は、いろんな点で大変上手くいって、国公・私立の配分計画も、ほとんど案の通りにいきました」と、天城自身総括しているように（天城2002, 78頁）、実績でみると、50年代前半の拡充は計画よりはるかに下回って推移している（黒羽2001, 112頁）。政策誘導が効き過ぎたと言うことかもしれないが、それを検証するにはさらに個々の大学の対応や、分野別・地域別の分析、さらには50年代「後期」計画についての考察が必要だろう。これらの課題に関しては、他日を期したい。

注

- 1) Pempel (1978=2004), 黒羽 (2001ならびに2002), 天野 (2003), 小林 (2009), などを参照のこと。
- 2) 利用・依拠する資料は、高等教育懇談会高等教育計画部会の50年度専門委員であった黒羽亮一氏の提供によるものである。貴重な一次資料の提供ならびに当時の政策過程についてのインタビューなど、たいへんお世話になった。記して感謝の意を表したい。
- 3) 審議会に関する研究としては、荻田 (1969), Pempel (1978=2004), 三輪 (1986), 清水編 (1989) などを参照のこと。
- 4) この昭和40年代後半の時期は、文部大臣の諮問機関である中教審の他に、様々な懇談会が簇生されており、「ご意見番ラッシュ」だと評されている（『朝日新聞』昭和47年6月30日付）。政・官・財・学の各界のトップ層をまんべんなく揃え47年度は19名だったものが、48年度には26名、50年度には29名に膨れあがっている。法令に基づかない私的諮問機関のためか、各界の重鎮を擁する大規模な布陣をとらざるをえなかったとも言える。
- 5) 確かにこの自民党案の抑制計画は49年度報告に盛り込まれている項目も少なくないが、すでに46答申、47、48年度報告にも言及がされている項目もあること（「新学園都市の建設」、「大学院の整備充実と大学院大学の検討」、「短期大学制度の再検討」など）、またこの自民党案は自民党文教部会単独の計画案と考えるよりは、この当時の他の文教関連の自民党プロジェクトチームなどの活動を考え合わせれば、自民党文教族と天城をはじめとする文部省関係者との共同作業であった可能性もある。したがって、自民党案が一方的に49年度報告に影響を与えたとする点については留保が必要だろう。
- 6) 「高等教育の改革に関する研究協議について」（事務次官裁定昭和50年4月21日）
- 7) 高等教育懇談会ならびに高等教育計画部会の構成（昭和50年度）は、以下の陣容である。

天城勲（民主教育協会会長）、有山兼孝（全国公立短期大学協会会長、名古屋市立女子短期大学長）、飯島宗一（広島大学長）、岩佐凱実（富士銀行会長）、上野直蔵（大学基準協会常務理事、同志社総長）、牛尾治朗（ウシオ電機社長）、円城寺次郎（日本経済新聞社会長）、太田善磨（東京学芸大学長）、大沼淳（文化学園理事長）、懸田克躬（順天堂大学長）、加藤静一（信州大学長）、金森久雄（日本経済研究センター理事長）、茅誠司（座長、

日本学術振興会会長), 熊谷尚夫(大阪大学教授), 公江喜市郎(日本私立短期大学協会会長, 武庫川学院理事長), 細郷道一(公営企業金融公庫総裁), 桜井和希(私立大学懇談会副会長, 学習院長), 瀬川美能留(野村証券会長), 関口勲(東京家政学院大学長), 谷村裕(東京証券取引所理事長), 中根千枝(東京大学教授), 中原実(日本私立大学協会会長, 日本歯科大学長), 仲谷義明(愛知県知事), 成田喜澄(全国高等学校長協会会長, 東京都立青山高等学校長), 林健太郎(国立大学協会会長, 東京大学長), 伏見康治(名古屋大学名誉教授), 藤田健治(お茶の水女子大学名誉教授), 村井資長(日本私立大学連盟常務理事, 早稲田大学長), 森川晃卿(公立大学協会会長, 大阪市立大学長)。

また, 高等教育計画部会の構成は以下の通りである。天城勲(座長, 民主教育協会会長), 飯島宗一(広島大学長), 太田善磨(東京学芸大学長), 大沼淳(文化学園理事長), 懸田克躬(順天堂大学長), 金森久雄(日本経済研究センター理事長), 公江喜市郎(日本私立短期大学協会会長, 武庫川学院理事長), 細郷道一(公営企業金融公庫総裁), 谷村裕(東京証券取引所理事長), 藤田健治(お茶の水女子大学名誉教授), 村井資長(日本私立大学連盟常務理事, 早稲田大学長), 森川晃卿(公立大学協会会長, 大阪市立大学長)。

- 8) 48年度と50年度の専門委員を比べてみると, 全く異なる構成となっており, 伊藤善一(東京女子大学教授)が引き継いだ程度である。
- 9) この天城メモは第1回専門委員会の8月2日で作成されたというよりは, 同時に資料に出されている「検討会における検討」が50年6月との記入があることから, これと同時期の天城の認識メモであると考えられる。
- 10) 4月21日付の事務次官裁定では, 「5. その他 この研究協議に関する庶務は, 大学局高等教育計画課において処理する。」となっている。
- 11) 第2回専門委員会での配付資料は, 1. 48年度懇談会報告における諸前提と現状, 2. 高等教育計画の全体規模の見込み(試案), 3. 案の1における1条学校増加数の地域別拡充見込み(試案), 4. 過去5カ年の定員増, 実員増の状況, 5. ブロック別の入学者増数, 6. 大都市の入学者増数の推移, 7. ブロック別, 専門分野別入学者数, 8. 放送大学の教育需要に対する予測調査, などである。
- 12) 第3回専門委員会での配付資料は, 1. 高等教育計画部会専門委員会検討資料, 2. 高等教育計画部会専門委員会の検討結果の中間報告について, 3. 高等教育計画に関する第二の構想(天城第2メモ), 4. 大学・短大の構成比の推移, 5. 地域の区分割について, などである。
- 13) なお, 公私立大学の拡充見込み数が22,000人となっており, 表2にあるような公立1,500,私立20,000のあわせて31,500名と食い違っているが, これは1,000名単位での試算のために切り上げた結果である(Ⅲ3(3)注⑤C)。
- 14) これは50年代後期計画に関してのことだと思われるが, 座長であった天城自身, 以下のように述懐している。「推計ですから, 数字を出すのは非常に難しいんです。でも, 出しましたけどね。・・・新聞や世間や大学側まで, みんな数字ばかりを気にするんです。・・・僕は, 『数字は出さなければいけないかも知れないが, 経済計画とは違うんだから, それにあまり囚われた

ら困るよ」と言ったんです。しかし, 結果は, やはり数字に囚われ過ぎたという感じがしましたね。というのは, 推測できない点がたくさんあるんですよ」(天城2002, 79頁)。

参考文献

- 天城勲2002『天城勲 オールラヒストリー(上・下)』政策研究大学院大学(COEオールラ・政策研究プロジェクト)。
- 天野郁夫2003『日本の高等教育システム』東京大学出版会。
- 江幡清1965「これが政府審議会だ」『自由』, 131-141頁。
- 羽田貴史他1999『中央教育審議会と大学改革』(高等教育研究叢書55号), 広島大学大学教育研究センター。
- 自民党文教部会・文教制度調査会1974『高等教育の刷新と入試制度の改善及び私学の振興について』。
- 川崎政司 1999「審議会制度の功罪と展望—政策形成過程における審議会の役割と限界」『議会政策研究会年報』第4巻, 121-155頁。
- 小林雅之2009『大学進学への機会—均等化政策の検証』東京大学出版会。
- 高等教育懇談会1973『高等教育の拡充整備について』(昭和48年3月1日)。
- 高等教育懇談会1974『高等教育の拡充整備計画について』(昭和49年3月29日)。
- 高等教育懇談会1975『昭和49年度における審議のまとめ』(昭和50年3月)。
- 高等教育懇談会1976『高等教育の計画的整備について—昭和50年度高等教育懇談会—』(昭和51年3月15日)。
- 熊谷一乗1976「教育政策決定の力学」潮木・田村編『現代社会の教育政策』東京大学出版会, 91-119頁。
- 熊谷一乗1974「教育政策の形成過程に関する研究—与党の事例を中心に—」『社会学評論』24巻3号, 38-58頁。
- 黒羽亮一2001『新版戦後大学政策の展開』玉川大学出版部。
- 黒羽亮一2002『大学政策 改革への軌跡』玉川大学出版部。
- 三輪定宜1972「文部行政における審議会の動向」『法律時報』527号, 86-91頁。
- 三輪定宜1986「教育関係審議会の役割」『季刊教育法』第65号, エイデル研究所, 112-115頁。
- 岡部史郎1969「政策形成における審議会の役割と責任」『年報行政研究』第7巻, 1-19頁。
- 荻田保1969「審議会の実態」『年報行政研究』第7巻, 21-71頁。
- Pempel, T. J., 1978=2004(橋本鉦市訳)『日本の高等教育政策—決定のメカニズム』玉川大学出版部。
- 斎藤諱淳1984『文教行政に見る政策形成過程の研究』ぎょうせい。
- 篠田徹1986「審議会」中野実編『日本型政策決定の変容』東洋経済新報社, 79-110頁。
- 清水俊彦編1989『教育審議会の総合的研究』多賀出版。
- 山田博幸1972「審議会制度の現状について」『ジュリスト』No.510, 14-17頁。
- 山崎政人1986『自民党と教育政策』岩波新書。